

におい協会規程第17号

役員職務規程

社団法人 におい・かおり環境協会

第1条 本規程で「役員」とは、会長、副会長、専務理事、常務理事、常勤理事及び常勤顧問をいう。

第2条 役員は、本協会の定款を定めるところに従い、誠実に職務を執行しなければならない。

第3条 役員は、その職務の執行にあたっては、常に協会全体の利益を図り、一部の者の利益を図ってはならない。

第4条 役員は、当協会の事務・事業を部外に委託する場合は、当協会の公益性に鑑み、関係するすべての業者を公平に扱い、一部の業者の利益になるように図ってはならない。

第5条 役員は、自己が経営する企業及び自己が役員に就任している企業等関係の深い企業と取引については、当該取引に関する意思決定に参画してはならない。

第6条 役員の職務内容、給与、勤務日、勤務時間、休暇等の勤務条件は、定款及び就任時の契約に定めるところによる。

附則 この規程は、平成14年7月1日から施行する。